

第12回 100条調査特別委員会

日 時	令和5年2月2日（木）				午前10時00分 開会
					午前10時49分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバ ー	議長 石 川 修				
	副議長 佐々木 一弥				
証 人	—				
弁 護 士	—				
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆 議 会 事 務 局 参 事 高 橋 藤 憲				

開会 午前10時00分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第12回100条調査特別委員会を開会いたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止されております。よろしくをお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、次回以降の委員会での証人喚問につきまして協議し、決議してまいりたいと思います。

まず、前回の委員会で証人喚問の候補者として意見のありました鯖江広域衛生施設組合前事務局長の宮下善則氏でございますが、令和2年4月から令和4年1月まで同組合事務局長であったことから、証人として出頭していただき、入札公告までの経緯などに関する証言を求めたいと思います。日時は、次回委員会が開催される日に合わせ2月7日火曜日とし、時間は午前10時から、会場は全員協議会室にて、尋問項目についてはお手元の資料のとおり入札公告までの経緯と内容についてと考えておりますが、これにつきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

鯖江広域衛生施設組合前事務局長の宮下善則氏について、日時は令和5年2月7日火

曜日午前10時から、会場は全員協議会室にて、尋問項目については入札公告までの経緯と内容についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 3 名)

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手同数であります。

同数の場合は、鯖江市議会委員会条例第17条に基づき、委員長が決するとなっております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員長が今規則に基づいて、同数の場合ですので委員長決裁されると思うんですけども、その御参考にされるかどうかは別として、討論はないわけですけども、反対した理由について一言述べさせていただきますともよろしいでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい、許可します。

○8番（帰山明朗君） 宮下前局長の証人喚問に対しては、今回はいいのではないかという立場で先ほど手を挙げませんでしたけれども、そのことに対して証言を求めるのであれば、鯖江市の副市長の中村修一氏について証言を求めることで、宮下氏に聞くことと同様の答弁が得られるからであります。

あともう一点、この委員会自体も、最終報告をまとめるまでに極めて時間であったりとかまとめる中でタイトなスケジュールで進んでいる中で、証人喚問についてはより効果的に必要な証言を求める必要があると思いますので、今回の理事者側からの証人に関しては、副市長の中村修一氏から求めることとして、そしてまた、もう一人証人喚問することが可能であるならば、以前にもこの委員会の中で議論がされましたけれども、神鋼環境ソリューションの三野さん、当時の東京支社長について証言を求めるべきではないかという意見であります。

三野さんに証人を求める理由でありますけれども、森川正富証人のときの証言の中で――皆様記録をお持ちですので、18ページに菅原委員が質問されたことを基にしております。これは公正取引委員会に森川氏が提出された文書の中で、神鋼環境ソリューション側は、到底対抗できる内容ではないと不参加を表明したということ引用されまして、その不参加を表明した最終的な責任者についての確認をされています。そうした検討を行った方、現場のトップの方は誰ですかという質問に対して、森川証人については、神鋼環境ソリューションの三野さんであるというふうに証言をされたところであります。

今回、私どもが調査する事項の中では、なぜ2社ではなく1社になったのかという経緯であったり疑義について確認しているわけですけども、神鋼環境ソリューション側で最終的に決断をされたトップの方の証言を聞くということは極めて大事ではないかと思ひまして、そうした中で、時間的にそう数人も証人喚問を今後行うことは難しいと考える中で、理事者側については、宮下氏、中村副市長2人に求めるのではなく中村副市長お一人、そしてまたメーカー側のほうで、以前にこの委員会の中でも出ておりました神鋼環境ソリューションの三野さんの証人喚問を求めるべきではないかと。

そうした思いの中で、今回、宮下氏の証人喚問については反対をさせていただいたと

ころであります。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人出頭要求することについて、採決の結果、賛成3名、反対3名と。賛否同数のときは委員長の決するところになりまして、私の意見を述べさせていただきます。

宮下前事務局長におかれては、事務局のトップという位置にあり、全て入札の方針から入札に関与する立場にあったということでお呼びしたいということでございます。

そのような理由で、私はその内容について、宮下前事務局長の喚問に賛成をしたいとそうように考えます。

よって、原案のとおり、委員長の1票で賛成多数ということで、この証人喚問に出頭を要求することに決しました。

次に、証人喚問候補者についてですが、次の方は、鯖江市副市長の中村修一氏でございますが、鯖江広域衛生施設組合副管理者であることから、証人として出頭していただき、要求水準書などの作成をはじめ入札関係全般などに関する証言を求めたいと思いません。日時は、次回委員会が開催される日に合わせ2月7日火曜日とし、時間は午後3時から、会場は全員協議会室にて、尋問項目についてはお手元の資料のとおり、入札公告までの経緯と内容についておよび池田町などの組合議員への多数派工作の関与についてと考えておりますが、これにつきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結します。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 質問項目の言葉でありますけれども、池田町の組合議員の多数派工作への関与についてということでもありますけれども、本委員会に出されております調査事項については、池田町を訪問した事実について問うている部分でありまして、それが多数派工作であったかなかったかは、まさに証言を積み重ねて事実を確認しているところだと思いますので、鯖江市議会議員および越前町議員によります池田町訪問についてということのほうが、調査項目としては的確な言葉遣いではないかと考えますので、その点について意見を申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、採決に移りたいと思います。

○8番（帰山明朗君） 証人とその項目について、一括で採決されるということであれば……

○委員長（丹尾廣樹君） 尋問項目についての内容を今から提示しますけれども、その内容について、今の意見を反映させたいということですか。

○8番（帰山明朗君） そうです。証人を呼ぶか呼ばないかと、もう一つは質問項目をどうするかって2つあるんだろうと思うんです、この証人出頭要求の中で。それで、質問項目の言葉遣いについて少し修正したらどうかという思いでありますので、証人を呼ぶことと、質問項目の書き方については私自身は別といいますか、ということを上げ

ております。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしたら、今の意見について皆さんどう思いますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 出頭要求をするかどうかの議決を先にしたらどうですか。そして、それが決まったら内容についてまた話し合ったらどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしますと、尋問項目だけを置いてということですか。

○10番（奥村義則君） だから、証人として出頭を求めることに関して採決していただいて、決まったら今話をしたらどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにこの件に関して御意見ありますか。

それでは、尋問項目について、後で審議すると、まとめるというようなことの出たと思いますけれども、これにつきまして、皆さんの賛成かどうか、取りあえずこの部分について採決を採りたいと思います。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 先ほど帰山委員から、宮下さんをお呼びする必要はないというところで賛成に加わらなかった、当然、次の議題のところでも副市長をお呼びということというふうにおっしゃられたんですから、お呼びということは、今、奥村委員が言われるように、お呼びかお呼びないかということを決めたらというのは奥村委員の御意見ですけど……

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。

それでは、今、この採決、副管理者の副市長、中村修一氏につきましては、日時、会場というところで、尋問項目についてはその後ということで、まず採決したいなと思います。

鯖江広域衛生施設組合副管理者、鯖江市副市長の中村修一氏につきまして、日時は令和5年2月7日火曜日午後3時から、会場は全員協議会室にて、この2点につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、中村修一氏をお呼びすることについて、原案のとおり証人出頭要求することに決しました。

次に、先ほどの尋問項目についてでございます。これについて、修正をするというようなことの見解もございましたので、それを申された帰山委員のほうから、その訂正内容について、案として出していただけますでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） まず、こちらにあります大きな質問項目の1番目であります入札公告までの経緯と内容については、特に異議ないものであります。

もう一点目であります、池田町組合議員への多数派工作の関与についてということでありまして、池田町組合議員への鯖江市議会議員ならびに越前町議会議員訪問への関与についてという言葉に修正されたらどうかと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 池田町……、もう一回。すみません。

○8番（帰山明朗君） 以前に、例えば越前町議会議員の佐々木氏、もしくは鯖江市会議の福原氏にこの件について確認するときには、池田町組合議員への訪問についてという項目で出頭請求をされているわけでありませう。その中で、多数派工作が行われたか行われなかったについては、証人とのいろいろの質疑がなされたということは承知してはいますが、質問項目については、組合議員への訪問ということでありましたので、今回につきましても、中村副市長への質問項目としましては、池田町の組合議員への鯖江市議会議員および越前町議会議員訪問への関与についてということが、質問項目として出すには適当ではないかというふうに考えております。

というのはなぜかといいますと、多数派工作が行われたかをこれから証人喚問の中で確認していくということだろうと思っておりますし、そうした中で、質問項目については、やはり訪問への関与についてということが妥当ではないかというふうに考えております。

○委員長（丹尾廣樹君） 直しますと、池田町などの組合議員への鯖江市議会議員と越前町議会議員の多数派工作の関与についてですか。

○14番（木村愛子君） 多数派工作っていうのがいけないっていう。

○委員長（丹尾廣樹君） の関与について。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと待ってください。最後がちょっと。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 訪問での関与についてか。多数派工作ではなく、訪問への関与について。

帰山委員、ちょっとお聞きしますけれども、これを訂正された理由を再度お話しただけですか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） まさに前回の玉田市議会議員、福原敏弘議員、そしてまた佐々木一郎越前町副議長への質問の中でもありましたけれども、そうした訪問を行う中で、今回の疑義に関する、いわゆる多数派工作を同行した職員と共に行ったかどうかということについても、いろいろの質疑がなされたり証人からの証言を求めたりしたわけでありませうけれども、その中で、職員と共に多数派工作を行ったかについては、これまでの証言内容からも確定したものではないと思っております。

そうしたもので、中村副市長に質問項目の中でも池田町の組合議員に対して、鯖江市議会議員2名、そして越前町議会議員1名が行ったことはもう間違いないことだと思っておりますので、そうした訪問の中で行われたことに副市長が副管理者として、もしくは職員を束ねる立場としてどう関与されたのかということを知っていくことだということで、多数派工作が行われたこと、もしくは多数派工作に関与したということをもとに質問項目を上げるような印象がするものですから、言葉遣いについてこうしたらどうで

しょうかという意見であります。

○1番（林下豊彦君） 帰山委員はそうおっしゃっているんですが、最後のところの関与についてという、その関与も要らないのかなど。訪問について、関与したかどうかはまた確認ということで、その関与自体も僕は必要ないかなという感覚ではおります。

○委員長（丹尾廣樹君） この部分については、最初の池田町などの組合議員への多数派工作の関与についてという意見の趣旨もやっぱり述べなければならぬと思いますので、この部分も述べたいと思います。

これにつきましては、当然、副管理者という立場の中です、実は、議会の一般質問の中で多数の議員さんもいろいろ聞いていらっしゃいます。そういった中です、結果として本人のそういうような形で4人の同行というんか、副市長が認める発言をしております。そういうふうに行ってもらったということも認める発言をしております。これはそういう中で、その意味合いを副市長としてはどういった段階でここに入ってきたのかという話というかね、こういうようなことで聞くことが妥当ではないかなと私は今感じたので、こういうような多数派工作の関与についてということで、ずばり言ったわけです。実際、その点につきましては、皆さんもよく聞いていらっしゃったと思いますし、課長という職責の方が行かれましたけれども、実際は、局長という職責の人が病気になって頼まれたんだけど、そちらのほうに行っていたというふうなことです。その部分については、そういうような形でここまで聞けるのではないかなというふうな形で、本人の拒否、または同意って言うんですか、そういった部分というのは、やはりこの調査の中では一番必要なところではないかなと思いますので、こういうような形の尋問項目とした次第です。

この尋問項目についての議決を今したいわけですがけれども、そうしたら、この2点でいっぺん聞きたいなとこんなふうに思うところです。

それでは……

○20番（菅原義信君） 文言の修正はなしということ。

○委員長（丹尾廣樹君） いやいや、文言の修正は、私としては……。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 要するに、帰山委員は文言を修正、証人する相手は分かったという、さっき決議がなされましたけれども、証人喚問する事項に関しては、後ほど採決をしようということでこの委員会の審議はそういうふうに進めていただいているんだと思うんですけれども、要するに最初から提案された副市長に対する尋問内容については、委員長から出された内容に言わば反対、こうしてくださいというような反対、言わば真っ向から修正してくださいという御意見だったと思うんです。

そういうことで、私は自分の意見として、委員長が出されたこの多数派工作についてということについて申し上げるとすると、やっぱり原点に戻りまして、100条委員会の設置項目が、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項とやっていますので、職員

と、要するに、今もう議案が目の前に5日後に出ている、5日ではない、10日ほど後に出ている議案に関して説明に行ったということは、佐々木市長は丁寧に説明することで行かせたというおっしゃり方を証言でしておられましたけど、ここでやっぱり100条委員会を立ち上げたときの動議そのものが多数派工作とは書いていませんので、多数派工作というところで気になられるという帰山委員の意見のように思いますから、働きかけ工作事案と素直にこのまま出してしまえば委員長の意向も入るんじゃないのかなと思うんですけど、短くするというこでなしに。要するに、やっぱり今、議案を提出している理事者、執行権者と全然組合議員でない議員が同行してどうなるんやというのが、私ら組合議員でいる議員としては、やっぱり非常にそこらあたりは首をかしげることでありますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の木村議員の意見は、今の原案の池田町などの組合議員への多数派工作の関与についてを変更するという考え方ですか。今、多数派工作という部分を何か……、その部分をはっきりしていただきたいなと思うんです。最終的には……。
木村委員。

○14番（木村愛子君） そういうことでしたら、今、原点に戻りましてということで、働きかけ工作事案という。働きかけも多数派工作も日本語的には同じかもしれませんが、もろに多数派工作ということに対して決めつけてかかるんじゃないというのが帰山委員の意見なのなら、それこそ本当に働きかけ工作というような表現でも。

○委員長（丹尾廣樹君） 働きかけ工作。

○14番（木村愛子君） 働きかけ工作事案に関する。

○委員長（丹尾廣樹君） 事案。

○14番（木村愛子君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） について。

○14番（木村愛子君） はい。品川課長はしっかりそうやって働きかけていましたから、録音テープでは。

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開します。

原案の多数派工作について疑義が出たところでありまして、これについては内容を聞いてというような判断になると思うんで、まだここまで出すというのはどうかなというようなことがありました。

それで、今、2点あります。1点は、原案も私のほうで修正するとして、1案は、池田町などの組合議員への働きかけ工作の関与についてというのと、それから2点は、池田町などの組合議員への鯖江市議会議員および越前町議会議員の訪問への関与についてか、ここらのところの妥協の度合いというようなことになるんじゃないかなとは思いますが、最終的には、帰山委員……。

○8番（帰山明朗君） 休憩中にいろんな御意見を耳に挟んだんですけども、やっぱり先ほどちらっと出ていた、この議論はもう細かいことより大事だと思うのは、次に証人喚問を行うときにどうしたことをポイントに置いていくかとか、何が重要なのかというのをみんなでいろいろと考える中では大変重要なことだと思っておりますので、少し細かいところでもお話しさせてもらいますけど、池田町の組合議員に鯖江市議会議員2名と越前町議会議員が行ってかかって、議員が議員同士に賛否の中で自分の意見を表明してかかって、それに賛同するようにする行為自体がおかしいのではないということは、議会、市議会の中でもこの組合議会の中でもというかこの委員会の中でも、それではなくて、同行した職員が、本当は議会が行うべき議決に対して何か関与したのではないかということがやっぱり大きなポイントだろうと思っておりますので、意味合いとしましては、多数派工作、働きかけ工作もあれなんですけれども、いわゆる本議案に対して職員が同行することによって関わったのか関わらなかったのかというところが、副管理者である中村副市長には問うべきポイントなのではないかと思っております。

中村副市長が、正直言うと、市議会議員や町議会議員さんが議員同士で話してかかって、ここで自分の意見交換をしてかかって、僕はどう思う、こう思うって言ったことについて中村副市長に聞いたところで、そこには大きな今回の調査に関わるポイントは薄いのではないかと思っておりますので、文言自体はあれなんですけれども、やはり同行した職員さんがそうした議案に関わるようなことの議決にかかるようなことに関わっていたのかどうかポイントだろうと思っておりますので。

質問項目の言葉は分かりませんが、皆さんで議論していただく中で、そうしたことを示すなり、そこを大きくくくるなりということで同意したいと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、2つの違った御意見というか、あったんですけど、これは全く離れているわけではないわけなんで、実は玉邑市議会議員に対する証言を求める事項ということが、第3回委員会でちょっとあったんですね。この玉邑市議会議員と福原市議会議員および鯖江広域衛生施設組合の事務職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてというような形の、これはもともとの同意内容そのものなんですけれども、こういった内容でございますので、これを副市長に問うというようなことでいかがでしょうか。こういったことで、こういうふうな修正を中間案として出しますけれども、いかがでしょうか。

もう一回言いますと、玉邑市議会議員と福原市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてというような形ですけれども、当然、聞く相手というか尋問の相手が鯖江市副市長に聞きますので、池田町などの組合議員へ組合職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてと、こういうような形のほうがいいんじゃないかなとは思いますが、この……

○8番（帰山明朗君） 動議の調査事項の（2）はそのまま質問事項にされたらどうやということを今読んでいらっしゃるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 動議そのものに関する事項なんですけれども、玉邑議員とか福

原議員および、これが入っているとちょっとぼけてくるんで。

○1番(林下豊彦君) 今、もともとあった池田町の組合議員への多数派工作の関与についての、この「組合議員への多数派工作」を「働きかけ工作事案について」にすればいいだけじゃないですか。

○委員長(丹尾廣樹君) うん、そうやね。

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、尋問項目については、そうしたら、1点目の入札公告までの経緯と内容について、これはそのまま、2本目を池田町などの組合議員への働きかけ工作事案についてというような形でどうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) なら、こういう形でやります。

それでは、再度採決をいたします。

鯖江広域衛生施設組合副管理者、鯖江市副市長の中村修一氏につきまして、日時は令和5年2月7日火曜日午後3時から、会場は全員協議会室にて、尋問項目については入札公告までの経緯と内容についてが1点と、それから、池田町などの組合議員への働きかけ工作事案についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求をすることに決しました。

それでは次に、協議事項2、その他でございますが、何かございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、終結いたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了となります。

以上で、第12回100条調査特別委員会を閉会したいと思います。本日はありがとうございました。

閉会 午前10時49分